

内閣第二四三號

案起

昭和二十八年四月五日

決定

昭和二十八年四月九日

施行

昭和二十八年四月十日

案

昭和二十八年四月九日

内閣官房副長官

政令市長

公務員たる朝鮮人及び台湾人の昭化の手続について

昭和二十八年四月九日
客年十一月二十七日秋第二回大分県人会館
より御照会の標記の件に
関する御質問のうち第一及び第三の項目は、これを要約するに付、
同様の

公務員が日本国籍を喪失した場合、その者は公務員たる地位を失うか、
という点にあると思料される。右の点については、左記のとおり、第四項のこ
こは別紙のとおり回答する。

なお、御質問の第二項については、既に本年十二月十九日法務省民事局長
から直接貴院にありて回答した旨の申し渡せる。

記

法の明文の規定どうとあるが、特に定められていない場合を別とすれば、例、内閣
総理大臣に関する憲法第六十七条第六款公職選挙法第七十一条、一經にわが國
籍の保有がわが國の公務員に就任に必要とされる能力要件であるといふ法の
明文の規定が存在するわけではあるが、公務員に関する當然の法理として、公権
力の行使又は国家意思の形成への参加に必要とされる公務員とよむためには
日本国籍を必要とするものと解すべきであり、他方においてそれ以外の公務員
とよむには日本国籍を必要としないうと解せられる。従つて、右の如き

場合も、日本国籍を必要とするといふ法の明文の定めがある官公職又は公権
力の行使若しくは国家意思の形成への参加に必要とされる官公職にある
者は、国籍の喪失によつて公務員たる地位を失うが、それ以外の官公職に
ある者は、国籍の喪失によつて直ちに公務員たる地位を失ふことはないと考へる。

ふゆい参考照し

(品 級)

昭和二十七年三月六日内閣閣員第四四号通知中、日本国籍喪失後を引き継ぎその地位を保つるに必要と認めざるものは疑義がある……レニこれについては、法に即文で定めがないので、「ひきつるか」「ひきふつめ」かを第一の一般的に断定し得ない事情にあつたための措辞であつて、第一及び第二の條條間の項目に対する回答としての理由から、結局は個々の身分について關係事項の範圍における解釈としてゆくより方法がない。故に一般的に「ひきつるか」「ひきふい」の断定を行ふことは疑義があると考へられ、帰化手續によつてこの疑を解ける措置をとらねばならぬ。

なお、個々の身分についての解釋の例を備考序文に添付いたします。

大蔵省、右によつて傳う知願います。

様

(1)

本年四月十九日附及八月五日附、左記問題につき貴官より照会に對し、當職は左の如き意見を回答する。

(連絡調整の中央事務局が二部を以て
清藤前長官の見長官回答(昭和二三、八、二七))

一、問題

イ、わが法令の解釈上日本政府發言官たるには日本国籍を必要とするか。

ロ、昭和三十三年政令第五十六号による臨時職員たるには日本国籍を必要とするか。

二、意見

イ、日本政府發言官たるには日本国籍を必要とするを解す。

ロ、昭和三十三年政令第五十六号による臨時職員たるには必ずしも日本国籍を必要としな。

三、理由

イ、従来といわゆる官吏がその国の国籍を有する者であることを必

要とするかという問題は、いわば一種の国際的な関係であるが、
現今私法上におきかゝる内外人平等主義が文明諸国間における
一般原則であるにかかわらず他国人の公法上の権利義務殊に公の
権力の行使を担当する官吏となる権利についてはこれをその国民のみ
の専有する権利としてゐるが各國の通例である。思ふにその理由は
は、それらの者は国家に対し單に経済的勞務を給付するものである
なく、国家から、その公権力の行使を委ねられるものであるから、国
家が先づこれに信頼し得るものがあり、又、これらの者は国家に對
し忠誠を誓ひ一身を捧げて無定量の義務に服し得るものである
ことも要すること及び一國が他国人を單にその者との間の行為によつ
て自國の官吏に任命することは右の忠誠義務とその健全なる遂行
に關しその者の属する國家の對人主權をおかすおそれがあることその他
その國の民情風俗に通曉することと必要とすること等に在るものと
考へてゐる。

ひがえつてわが法令について見ると、ひとり警察官のみならず一般
官吏について特に日本国籍を必要とする旨の明文はなしなが、ひとり
わが國のみ他の文明諸國と異つた立場をとつてゐるものは考へ難いから
わが法令上明文のないことを以つて日本政府の官吏たるには日本国籍
を必要としないと解すべきでなく、官吏たるには原則として日本国籍を
必要とすることを當然とする立場が、特に明文を設けなかつたものと解す
べきである。国籍法第二十四条第二項、恩給法第九条は並置處にはかういふ
解釈の法文上の根拠を提示するものとされつてゐる。

而して警察官は公の権力の行使を担当するものとあり、従つて日本政府の
警察官たるためには日本国籍を必要とするものと解するの必要である。なほ
國家公務員法によりなく國家公務員といふものの中には、従来官吏と呼ば
れてゐたもの外に、従来は嘱託又は雇員等として國家のために事務的若し
は技術的の事務を處理し、又は技術的の事務を提供してゐたに過ぎないやう
なものがあるが、これらの者の事務又は事務は、その性質上私企業に於

けりしかば何等變りなく、偶、事業の主体が國家である。その公務員とせ
しむるに違ふべからず、此等々の公務員は特に國家に對し忠誠を盡さう
關係にあふむべきなく、従つてかような公務員にふたれたは日本國籍を
必要としふべきであらう。

ロ、政令は、従来國家が主權を行使して公の事務を取扱つてきた暗黙
という身上の制度を廢止すると共に新たに臨時職員という制度を設
けることあり、昭和三十三年三月十六日政令第五十六号「暗黙制度の廢止に
關する政令を公布し、従来暗黙であつたものを臨時職員に組織せしむる
こととした。

しかるに、従来暗黙であつた者より日本國籍を有しおる者は概ねその仕事
内容が國家公權力の行使に關係するもの多し、若しくは技術的の事務輸入に
技術的の事務にあつて、その性質に於て私企業者に於けるものと何等異なる
ものであるに暗黙として使用されてきたものと考へる。

斯様ふ者は前記政令によつて臨時職員に任命されしものも、職務の内容が

には全然變更なく、従つて右の任命によつて新たに日本國籍を必
要とする、職權に就いたものと解する必要はないと考へらる。

(2)

(外務省事務官宛て
駐米局長宛て。昭和二一年一月一日)

日本政務省官署より国籍法案件に関する件

七月二日附政務一第ニニ一ノ一モウエ法務省法制意見長官宛て照会にかゝる標記の件に關し、当職が左のとおり意見を回答する。

一、問題

島村和義の戦歴は、別添メモランダムに示すところであるが、同人の占めたる地位の中には、日本国籍を有する者やその子に就きうるものが含まれてゐる。

二、意見

別添メモランダムによると、島村和義は、昭和二十四年四月一以来倉敷市警察官吏として倉敷警察署長に勤務してゐるものと認められる。ところが、警察官吏としての職は、單に地方公共団体に對して技術的ないし機械的業務の提供をその内容とするものではなく、公權力行使をその内容の一部とするものであるから、同人の占めたる地位の中には、日本国籍を有する者やその子に就きうるものが含まれてゐることを考慮する。

(3)

古閑安喜の日本政務機関に於ての地位の国籍事件に
関する件

二月九日所収第一分七号の件をもつて臨時会にかゝり標記の件に關し、左のと
なり意見を回答する。

一、問題

古閑安喜は、昭和十一年十月二十四日から同二十四年十月二十五日まで
間、特派、事務補佐員に就任し、同機関に勤務し、その間、同人の地位の
国籍の中は日本国籍を有する者としての地位に於ては、含まれてゐたか。
意見

特派、事務補佐員に就任し、同地位は、いふも機械的の事務の提供に
は、機械的の事務の提供をその職務の内容と見て、認めらるゝから、古閑安
喜の地位は、いふも日本国籍を有する者としての地位に於ては、含まれてゐ
た、と解される。

(4)

此見翰様承、御申越り許清波云々件は、之御回答申し上仰ます。

公的機関により、外国人の雇傭に關するは、正統の身分取得の場合に於ては、その機関と個人の基礎においてなされる勤労契約の場合に關しては、我が國の禁止規定はありません。然るを、たゞ國家公務員法に於て、同族に於ては、

又地方公務員法に於きまゝともかような場合に關しは別段の禁止規定がない
ようであります（下関市保健所の正規職員が身分は地方公務員であります。）
よつて従来人の^{（帰化）}代半給うてゐるすまゐり間、正規の地方公務員たる身分で
ない方情で、（例へば借金主等による暴行等の私的暴力に甚く者として）償い
入れに事とすまゝことは大膽なわけでありませう。

なち「内閣官房片給部の許可を」とありまうのは、調査したところ、昨年三月六日付内閣閣内第四四〇ノモ出の内閣官房副長官から各方には先通知して、今般に及ぶ朝鮮人及び台僑人の帰化の手續に關する件しを指示すると思ひますか、この通知は、平和条約発効によつて日本國の籍を喪失

(漢景健三子乙
帝內南宮長官曰答(昭和三八三)

回送合は御座
は
ありこと

すゝこととふ。朝鮮人、台湾人、正規の國家公務員又は地方公務員の身
分にあつても、平和条約発効前に帰化申請せよと云ふことゝ違牒があり
まゝ、前に申しまいらんとする個人の基礎におつたさへ、勸告の契約の
場合を指していふものであります。

右略儀を御通事申し上げます。尚参考のため附作書類同封いたし
ます。

総
理
府

五二一二〇九一

昭和二十六年十二月十日

人事院事務総長 印

内閣官房長官 殿

一般職の職員であつて台湾人または朝鮮人であるもの
に関する調査について（照会）

平和条約の発効を控えて、職員であつて台湾人または朝鮮人であるものの取扱に關し、各種の複雑な問題が発生することが予想されるので当院においてもこれについて調査研究する必要があると見做す。ついでに貴省（庁）において該当職員がありましたら下記のとおり

領により（該当職員がないときはその旨）昭和二十七年一月十日までに当院に到着するよう御回答ください。

記

一、回答を要する職員

一般職に属する職員であつて台湾人または朝鮮人であるもの、ただし、日々雇用される非常勤職員（二ヶ月未満の期間を定めて雇用された者を含む。）を除く。

二、通知する事項

- (1) 職員の氏名（通称名を含む。）
- (2) 生年月日
- (3) 台湾人または朝鮮人の別
- (4) 所属部課
- (5) 官職、級号俸

(6) 採用年月日

(7) 任官年月日

(8) 職務内容の概要

(9) 本人の有する特殊の資格、技能、外国語の知識その他日本人職員によつては容易に代えられない事情があるときはその旨

三、調査日

昭和二十六年十二月一日

以上

国家公務員法

(昭和二十二年十月二十一日公布)
法律第百二十号

抄

第一章 総則

(一般職及び特別職)

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。
中略

6 政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならない。
7 前項の規定は、政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

政府又はその機関と外国人との間の勤務の契約

昭和二十四年八月十五日
人事院規則一七

人事院は、国家公務員法に基き、政府又はその機関と外国人との間の勤務の契約に關し次の人事院規則を制定する。

人事院規則一七（昭和二十四年八月十五日施行）

政府又はその機関と外国人との間の勤務の契約

1 政府又はその機関は、法第二条第七項に規定する個人的基礎においてなされる勤務の契約による場合には、日本の国籍を有しない者を雇用することができる。

2 前項の契約は、当該職の職務がその資格要件に適合する者を日本の国籍を有する者の中から得ることがきわめて困難若しくは不可能な性質のものと認められる場合、又は当該職に充てられる者

に必要な資格要件がそれに適合する者を日本の国籍を有する者の中から得ることがきわめて困難若しくは不可能な特殊且つ異例の性質のものとして認められる場合に限り、政府又はその機関と日本の国籍を有しない者との間において締結することができるとする。

3 第一項の契約には、服務に關し日本国政府に対する忠誠の宣誓を求め、これを定めてはならない。

4 日本の国籍を有しない者を雇用しようとするときは、その者が自国の法令の定により、その雇用によつてその国籍を失うこととなるかどうかを自らの責任において明らかにしなければならぬことを、あらかじめ文書をもつてその者に注意しなければならぬ。日本の国籍と外国の国籍とをあわせ有する者を官職に任命しようとするときにおいてもまた同様とする。

法制局一発第二九号

内閣の照会に

二月二十五日

法制局の回答

法制局第一部長 高辻正巳

内閣総理大臣官房総務課長 栗山廉平 殿

公務員たる朝鮮人、台湾人の歸化の手續について
客年十二月二十六日附内閣閣甲第二四三号をもつて法制局長官総務室主幹あて照会にかかる標記の件に關し、当職から、左のとおり意見を回答する。

一 問題

わが国の公務員が日本国籍を喪失した場合、その者は、公務員たる地位を失うか。

二 意見及び理由

に必要な資格要件がそれに適合する者を日本の国籍を有する者の中から得ることがきわめて困難若しくは不可能な特殊且つ異例の性質のものと認められる場合に限り、政府又はその機関と日本の国籍を有しない者との間において締結することができ。

3 第一項の契約には、服務に關し日本国政府に対する忠誠の宣誓を求め、これを定めてはならない。

4 日本の国籍を有しない者を雇用しようとするときは、その者が自国の法令の定により、その雇用によつてその国籍を失うこととなるかどうかを自らの責任において明らかにしなければならぬことを、あらかじめ文書をもつてその者に注意しなければならぬ。日本の国籍と外国の国籍とをあわせ有する者を官職に任命しようとするときにおいてもまた同様とする。

法制局一発第二九号

昭和二十八年三月二十五日

法制局第一部長 高 辻 正 巳

内閣総理大臣官房総務課長 栗 山 廉 平 殿

公務員たる朝鮮人、台湾人の歸化の手續について
客年十二月二十六日附内閣閣甲第二四三号をもつて法制局長官総務室主幹あて照会にかかる標記の件に關し、当職から、左のとおり意見を回答する。

一 問 題

わが国の公務員が日本国籍を喪失した場合、その者は、公務員たる地位を失うか。

二 意見及び理由

法の明文の規定でその旨が特に定められている場合を別とすれば（例、内閣総理大臣に関する憲法第六十七条及び公職選挙法第十條）、一般にわが国籍の保有がわが国の公務員の就任に必要とされる能力要件である旨の法の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべきであり、他方においてそれ以外の公務員となるためには日本国籍を必要としないものと解せられる（この点については、別添の諸回答文を参照されたい。）従つて、お尋ねの場合も、日本国籍を必要とする旨の法の明文の定がある官公職又は公権力の行使若しくは国家意思の形成への参画にたずさわる官公職にある者は、国籍の喪失によつて公務員たるの地位を失うが、それ以外の官公職にある者は、国籍の喪失によつて直ちに公務員たる地位を失うことはないものと考えらる。

別添

（23）

昭和二十二年八月

昭和二十二年八月

法務省意見長官

子

運輸調査中興業部 二部長



本年四月十五日及び八月五日附、左記問題についての貴官の照会に対し、当省は左の如き意見を回答する。

一、問 題

イ、わが法令の所によつて日本政府「参官たるには日本国籍を必要とするか。

ロ、昭和二十二年令第五十六号による臨時職員たるには日本国籍を必要とするか。

一、意 見

イ、日本政府「参官たるには日本国籍を必要とする」と解する。

ロ、昭和二十三年法令第五十六号による臨時職員たるには必しも日本國籍を必要としない。

一、理由

イ、従前のやむを得ざるがその國の國籍を有する者であることを必要とするかどうかの問題は、いわば一種の國際的な問題であるが、現行憲法上においては内外人平等主義が文明諸國間における一原理であることがわらう。他國人の公法上の權利義務等に公の權力の行使を適當する官吏となる權利についてはこれをその國氏のみの專有する權利としているのが各國の通例である。思うにその理由は、それらの者は國家に対し單に經濟的勞務を供給するものでなく、國家から、その公權力の行使を委託されるものであるから、國家が充分にこれを信頼し得るものである。又、これらの者は國家に対し忠誠を誓い一身を捧げて無定限の犠牲を獻し得るものであることを要すること及び一國が他

國人を單にその者との間の行爲によつて自國の官吏に任命することは右の忠誠義務とその偉大なる責任に關しその者の属する國家の對人主權をおかすおそれがあることその他の國の民情風俗に適應することを必要とすること等に在るものと考へられる。

ひるがえつてわが法令について見ると、ひとり「警官のみならず一般官吏について特に日本國籍を必要とする旨の明文は存しないが、ひとりわが國のみ他の文明諸國と異なる立場をとつてゐるものとは考へ難いからわが法令上明文のないことを以つて日本政府の官吏たるには日本國籍を必要としないと断すべきでなく、官吏たるには原則として日本國籍を必要とすることを當然とする立場から、特に明文を設けなかつたものと断すべきである。國籍法第二十四條第二項、恩給法第九條は普通にはかういふ辭句の法文上の根據を提供するものとされているのである。

而して、祭官は公の権力の行使を担当するものであり、従つて日本政府の祭官たるためには日本国籍を必要とするものと解するのが妥当である。なお國家公務員法により廣く國家公務員といわれる者の中には、従祭官等と呼ばれてゐる者の外に、従祭は囑託又は雇員等として國家のために學術的若くは技術的の業務を充てしめ、又は戒戒的業務を提供してゐるに過ぎないものがあるが、これらの者の事務又は労働は、その性質上私企業に於けるそれと何ら差支なく、偶々事業の主體が國家であるため公務員とせられるに過ぎないから、これ等の公務員は、特に國家に対し忠誠を誓ふに保にあるものではなく、従つてかような公務員になるためには日本国籍を必要としないであらう。ロ、政府は、從來國家から委任を受けて公の事務を取扱つていた囑託という身分上の制度を廃止すると共に新たに臨時職員という制度を設けることとなり、昭和二十三年三月十六日政令第五

十六号囑託制度の廃止に關する政令を公布して、從來囑託であつたものを臨時職員に組織する旨を述べた。

しかるに、從來囑託であつた者のうち日本国籍を有しない者は、假令その仕事の内容が國家公務員の行使に關係なく、學術的若くは技術的の事務又は戒戒的業務であつて、その性質に於て私企業に於けるそれと何ら差支ないものであるため特に囑託として使用されてゐたものと考へられる。

斯様な者は、前記政令によつて臨時職員に任命されてもその職務の内容には全然変更なく、従つて右の任命によつて新たに日本国籍を必要とする組織に属したものと解する必要はないと考へられる。

Japanese Liaison Section

13 April 1948

MEMORANDUM FOR: CENTRAL LIAISON AND COORDINATION OFFICE.

SUBJECT: Nationality Requirements for Police Officials Serving under the Japanese Government.

1. Reference: C.L.C.O. No. 786(2PA), dated 17 March 1948, and inclosure thereto.

2. Clarification is requested of citation of Japanese Nationality Law in inclosure to Reference 1. Article 24, para. 2, cited as evidence that Japanese nationality is a prerequisite for employment as a police official, actually constitutes a limitation on loss or renunciation of Japanese nationality under the provisions of Article 19 and Article 20 of the Nationality Law. When read in context, it would appear that Article 24 prevents a Japanese in government employment from losing his nationality, but establishes no requirement that a person must possess Japanese nationality to enter on such employment.

3. Request that the Japanese Government furnish information to reach this section not later than 20 April 1948, regarding any law or regulation which directly requires that a person must possess Japanese nationality to enter on Japanese government police employment.

JAMES W. SCHNELDER
Chief, Japanese Liaison Section

To: Director of the General Affairs
Division, C.L.C.O., Tokyo.

From: Director of the Police Affairs Division,
the National Rural Police Headquar-
ters, Tokyo.

Subject: Nationality Requirements for Police
Officials Serving under the Japanese
Government.

P.P., N.R.P.HQ., B No. 22

12 March 1948

Referring to the subject matter about which
you have recently inquired, you are requested to
note our reply as under:-

1. The position held by Noboru Kinoshita,
viz., that of a police official under the Japanese
Government, is open only to persons possessing
Japanese Nationality.

2. The provisions of the Nationality Law,
Article 24, paragraph 2, purports to preclude
the appointment of persons who do not possess
Japanese nationality to the position of police
officials under the Japanese Government, as is
the case with other Governmental positions in ge-
neral.

3. The Laws pertinent to the subject are
quoted below for reference:-

Nationality Law, Art. 24, para. 2. --

Any person who holds a Governmental posi-
tion, civil or military, shall not lose his or
her nationality as a Japanese until after losing
such Governmental position.

Pension Law, Art. 9.

Any person who has the right to receive
an annual pension shall lose such right when he or
she loses his or her nationality as a Japanese.

TO: GENERAL HEADQUARTERS OF THE SUPREME
COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS.

FROM: Central Liaison and Coordination
Office, Tokyo.

SUBJECT: Nationality requirement for Police
Officials serving under the Japan-
ese Government.

C.L.C.O. No. 786(2PA)

17 March 1948

1. Reference: Cheek sheet of Yokohama Division,
Diplomatic Section, GHQ, dated 3 February 1948,
subject as above.

2. Forwarded herewith is a report in English on
the subject matter of Director of the Police
Affairs Division, National Rural Police Head-
quarters.

FOR THE DIRECTOR GENERAL:

(K. Yoshida)
Chief of Liaison Section,
Central Liaison and
Coordination Office.

Enclosure: A report as indicated above.

Nationality requirements for
police officials serving under
the Japanese Government

130

DS
Yukohama Division G-23/L 3 February 1948

1. Request that Japanese Government be directed^{to} to inform this office as to the position held by the following person in the Japanese law or regulation having the force of law is open only to persons possessing Japanese nationality.

Name: Noboru KINOSHITA
Born at Kauai, Territory of Hawaii on May 13, 1926
Address: 470 Kaneharu, Kawai-mura, Ukiba-gun, Fukuoka-ken
Position: Member of Fukuoka Prefectural Police from May 14, 1946 to the present. Assigned to the Futsukaichi Police Station, Chikushi Area, serving in the Office of the Provost Marshal, Itazuke Air Base.

2. This Office further desires to receive from the Japanese Government a statement as to what positions, if any, in the Japanese Police force are by law or regulation having the force of law open only to persons possessing Japanese nationality. The statement should be accompanied by an English translation of any laws or regulations which are pertinent to the subject.

U.S. Johnson

二行第三八号

昭和二十三年八月五日

法務廳官房長 殿

連絡調整中央事務局第二部長

臨時職員より外国人の取扱に関する件

本件に關し令般通信大臣官房秘書課長より、別添て月二十九日附官報二第九四六号字の通り、当事務局に計し照会された。右は左般未当事務局より貴廳に照会中の要警察官の国籍に關する問題へ本年四月十九日附二行第一八号及び八月三日附二行第三七号往信御参照と認められ、此より二件について貴廳御意見より之を御回報願わしう。

官秘乙第九四六号

昭和二十三年七月二十九日

逓信大臣官房秘書課長

連絡調整中央事務局第二部行政課長殿

臨時職員たる外國人の取扱について

先般熊本逓信局長より別紙写印のとおり照会があり、二水に關聯してCCSのつアリスナー氏よりも説明を求められたので秘書課長の見解として別紙写印のとおり回答したものである。

今日更にこれら囑託より臨時職員に組替えられた連合軍事用電話交換従事員並に通訳員の中、米國に籍を有するニセから臨時職員として任命された職種、職名は日本國籍取得を必要條件とするも

のてはないという証明書を發給せられた旨申出があつたからこれに
ついで貴廳の御意見を承りたい

あつて、本件は総務廳人事課へも一應連絡済みであり貴廳の御意
見に基き証明書發給の可否を決定する趣であるから人事課へも何
分の御連絡を願ひたい

別紙

秘人第三三八号

昭和二十三年六月十六日

熊本 逓信局長

逓信大臣官房秘書課長殿

連合軍専用電話交換従事員並びに通訳員の身分について

今般囑託制度の廢止に伴ひ臨時職員に組替えられた連合軍専用電
話交換従事員並びに通訳員の中、米國に籍を有する二世から左記の通り
申し出があつたから、よろしく取計らわれるとともに至急何分の回報
願ひたい。

記

一 三級官同格の臨時職員といふ(官)職名は日本政府の官吏或は官
吏に準ずるものと考へらるるが、我々は米國市民権を留保し置く歸
米の者で日本政府官吏同格者に就任することは、前記市民権の留保

に支障を来たすべからず、従来ノ囑託の身分とそのまゝにせられること
を希望する。

一、右の理由により臨時職員とは決して日本政府の官吏或は官吏に
準ずるものではない事を証明せられた。

一、右の証明は米國政府或は連合軍最高司令官の承認あるものとせ
られる。

一、昭和二十三年改令第五十六号による臨時職員には外國人も任命し
得るものであるがどうか知りた。

二行第一八号

昭和二十三年四月十九日

別紙添付

法務廳官房長 殿

連絡調整中兵事務局第二部長

日本政府警察官の国籍條件に関する件

本年二月三日付總司令部自ラニツクニト（別添甲号）を以て福岡縣警察署に
勤務中のキノシタ、ノホルの在りて警察官の地位に在りては日本国籍を有
する者に限つて就職し得るものと定められてゐるが、更に在りて連して警察關係にお
いていかなる官職が法律によつて日本国籍を有する者に限られてゐるか關係
條文を例示して査察ありたき旨要求された。

これに対し當事務局において該國警察官の地位に在りては日本国籍を有する者に限られてゐるか關係
條文を例示して査察ありたき旨要求された。

同様に國籍法第二十四條第二項の規定の趣旨は、日本國籍を有しない者の就職を予想してはいない旨回答し、答を條文として國籍法第二十四條及び恩給法第九條を例示した。

しるはに總司令部より四月十一日行營第二四四号の答を前掲條文によれば「現に文武の官職を帯ぶる者はその官職を失つた者故に其の職を以て國籍を失ふ」と規定されてはいるが、警察官たるには必ずしも日本國籍を保持せねばならぬとは定めていない。この点を明確に規定する關係法主については四月二十日までに日本政府の調査報告を提出すべき旨よりて要請がなされた。

右に基いて早速關係方面と連絡研究したのであるが、旧憲法第十九條及び國家公務員法第二十七條等に「日本臣民は」としくわ「すべて國民は」等の日本國民のみを対象とする措辭があるのみであつて、他に何等該當する規定はないと認められたので一應本日付覚書（別添丁号）をもち、一、警察官たるには日本國籍を有たねばならぬと規定する法文はない。二、しるはながら日本政府は従来慣習として日本人でない

者を官職に就職させなかつた又國籍條件の点で一般官吏と警察官とで異う取扱ひを規定していない。三、前に國家總務省本部から報告された様に「警察官たるには日本國籍の保有を前提とする」との解釈が法律技術上果して可能であるかどうか法務廳を研究中である旨回答した。

なおこの問題については更に總司令部に対し日本政府として明確なる法的根拠もしくは解釈を同答する必要があるので貴廳御意見を急御回報願ひしたい。

本信字送付先 總理廳總務課 國家警察本部警察部、

別本

法制局一発第三七号

昭和二十七年十二月十一日

法制局次長 林

修 三

外務事務次官 奥 村 勝 蔵 殿

日本政府警察官の国籍条件に関する件

七月二日附欧米一第二二一号をもつて法務府法制意見長官あて照会にかかる標記の件に関し、当職から左のとおり意見を回答する。

一 問 題

島村和美の職歴は、別添メモランダムを示すとおりであるが、
同人の占めた地位の中には、日本国籍を有する者のみがこれに就
きうるものが含まれているか。

二 意見

別添メモランダムによると、島村和美は、昭和二十四年四月一日以来倉敷市警察吏員として倉敷警察署に勤務しているものと認められる。ところで、警察吏員としての職は、単に地方公共団体に対して技術的ないし機械的労務の提供をその内容とするものではなく、公権力の行使をその内容の一部とするものであるから、同人の占めた地位の中には、日本国籍を有する者のみがこれに就きうるものが含まれていると考えられる。

欧米一第三二二号

昭和二十七年七月二日



法務府法制意見長官 殿

外務省 参事 次官

求意 第七十七号
昭和二十七年七月七日

日本政府警察官の国籍条件に関する件

昭和二十三年八月十七日付法務調査意見長官発連絡調整中央事務局第二部長あて公信において表明された、日本政府警察官たるには日本国籍を必要とする旨の意見は、当時連合国総司令部に報告されたのであるが、今般在本邦アメリカ合衆国大使館から別添口上書写の通り、倉敷市警察官たる島村和美の地位はわが国の法令上日本国民のふがつきうるものであるかどうかあらためて、貴局の意見を照会してきたから、委細右口上書により御了承の上当方あて御回答煩わした

なお右島村和美の件に関し先般当省から右大使館に回答した欧米一
一六三号口上書写の参考のため送付する。

No. 372

AMERICAN EMBASSY

Tokyo, June 24, 1952.

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honor to transmit herewith a memorandum of information regarding Kazumi SHIMAMURA, who is the subject of a United States citizenship case referred to the Ministry of Foreign Affairs on February 18, 1952 and answered by Obel 1, No. 163.

It is respectfully requested that the memorandum attached be transmitted to the Legal Opinion Bureau of the Attorney General's Office for a decision, according to Japanese law, as to whether Mr. Shimamura's position is one for which only nationals

of Japan are eligible.

Enclosure:

Memorandum of Information.

MEMORANDUM OF INFORMATION

POSITIONS HELD BY KAZUMI SHIMAMURA

<u>Date</u>	<u>Place</u>	<u>Title</u>
November 1, 1948 - March 31, 1949	Okayama Prefectural Police School Tsureshima-machi, Asaguchi-gun, Okayama Ken	Apprentice Policeman of Okayama Prefecture
April 1, 1949 - Present	Kurashiki Police Station, Kurashiki- shi, Okayama-Ken	Policeman of Kurashiki City

Statement on Japanese Government
Service of Kazumi SHIMAMURA

The Ministry of Foreign Affairs has received a report from the National Rural Police Headquarters on the Japanese Government service of Kazumi SHIMAMURA to the following effect:

1. The dates, places and title of Kazumi SHIMAMURA's employment with Japanese Government:

<u>Date</u>	<u>Place</u>	<u>Title</u>
November 1, 1948 -	Okayama Prefectural Police School,	Apprentice Policeman of Okayama Prefecture
March 31, 1949	Tsurushima-machi, Asaguchi-gun, Okayama-ken	
April 1, 1949 - present	Kurashiki Police Station, Kurashiki-shi, Okayama-ken	Policeman of Kurashiki City

2. The positions he held required that the holder have Japanese nationality. At the time of his employment there was no law or regulations categorically stipulating that Japanese nationality is a prerequisite for holding these positions. According to the Basis for Appointing Policemen for National Rural Police Force (Kokka Ōchihō Keisatsu Junsa Satyo Kijun) issued as National Rural Police Instructions

November 1, 1948 -
March 31, 1949

Okayama Prefectural
Police School,
Tsushima-machi,
Asaguchi-gun,
Okayama-ken
Apprentice
Policeman of
Okayama
Prefecture

April 1, 1949 -
present

Kurashiki Police
Station, Kurashiki-
shi, Okayama-ken
Policeman of
Kurashiki City

2. The positions he held required that the holder have Japanese nationality. At the time of his employment there was no law or regulations categorically stipulating that Japanese nationality is a prerequisite for holding these positions. According to the Basis for Appointing Policemen for National Rural Police Force (Kokka /Chihō Keisatsu Junsa Saiyo Kijun) issued as National Rural Police Instructions No. 13 on May 1, 1949, a person who has not Japanese nationality shall not be appointed a policeman. Apart from the said instructions it had been generally construed that a person was required to possess Japanese nationality in order to become a Japanese policeman.

3. He did not assert his claim to American citizenship in connection with this employment. No coercion was used to force him to accept this employment.

4. He has taken an oath of service in connection with his employment as follows:

I solemnly swear that I will faithfully protect and defend the Japanese National Constitution and laws, and observe the orders, instructions and regulations; will not join any public body or organization principles of which require me to follow same in priority to the performance of police duties; and I will carry out my police duties candidly and fairly without partiality, favour, or affection to anyone, or fear of anyone or without entertaining any hatred against any person, and only under what my conscience orders.

口 上 書

日本国外務省は在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表すると共に、連合国総司令部外交局神戸支部から、島村和美の日本政府機関勤務に關し照会した一九五二年二月十八日付チェック・シートを受領し右に關しては別添陳述書の通り回答するの光榮を有する。

昭和二十七年六月十一日

No. 13 on May 1, 1949, a person who has not Japanese nationality shall not be appointed a policeman. Apart from the said Instructions it had been generally construed that a person was required to possess Japanese nationality in order to become a Japanese policeman.

3. He did not assert his claim to American citizenship in connection with this employment. No coercion was used to force him to accept this employment.

4. He has taken an oath of service in connection with his employment as follows:

I solemnly swear that I will faithfully protect and defend the Japanese National Constitution and Laws, and observe the orders, instructions and regulations; will not join any public body or organization principles of which require me to follow same in priority to the performance of police duties; and I will carry out my police duties candidly and fairly without partiality, favour, or affection to anyone, or fear of anyone or without entertaining any hatred against any person, and only under what my conscience orders.

This 9th day of June 1952.

(M. Yagi)
Chief, First Section,
European and American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

欧米一第一六三号

口 上 書

日本国外務省は在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表すると共に、連合国総司令部外交局神戸支部から、島村和美の日本政府機関勤務に関し照会した一九五二年二月十八日付チェック・シートを受領し右に關しては別添陳述書の通り回答するの光榮を有する。

昭和二十七年六月十一日

別添

法制局一発第二〇号

昭和二十八年三月二日

法制局第一部長 高辻正巳

外務省欧米局長 土屋 隼 殿

古閑安喜の日本政府機関において占めた地位の国籍条件に関する件

二月九日附欧米一第七六号をもつて照会にかかる標記の件に關し、左のとおり意見を回答する。

一 問題

古閑安喜は、昭和二十一年十月二十四日から同二十四年十月二十五日までの間、囑託、事務補佐員及び雇として国の機関に勤務

したのであるが、同人の占めた地位の中には日本国籍を有する者のみがこれに就きうるものが含まれていたか。

二 意見

囑託、事務補佐員及び雇としての地位は、いずれも機械的勞務の提供ないしは技術的勞務の提供をその職務の内容としていたものと認められるから、古閑安喜の占めた地位は、いずれも日本国籍を有する者のみがこれに就きうるものではなかつた、と解される。

欧米一第七六号

別紙添付

求意 第十 六 号
昭和廿八年二月十一日

昭和二十八年二月九日



内閣法制局 第一部長 殿
外務省 欧米局長

古閑安喜の日本政府機関において占めた地位の国籍条件に關する件

今般、在京米国大使館より、古閑安喜の政府機関勤務に關する別添昭和二十七年十月二十八日付熊本公共職業安定所長並びに同年十月二十九日付熊本国税局長の発行にかかる証明書を送付越し、右証明書に示す同人が占めた地位は日本国籍を必要としたかどうか、貴局の御意見を求めてきたので、別添口上書写御参照の上、当方あて御回答願いたい。

なお、右証明書は御返送願いたい。

(別紙)

証明書

古 閑 安 喜
大正八年六月三十日生

昭和二十一年十月二十四日

勤労事務を嘱託する月手当二十号 熊本県

昭和二十二年四月八日

熊本日傭勤労署勤務を命ずる

厚生省達第二号により同給料を以て熊本公共労働安定所勤務となる

昭和二十二年九月三十日

月給二十三号を給する

昭和二十三年四月一日

事務補佐員（三級官同格）に任命する 六級四号俸を給する 労働省

昭和二十三年六月一日

熊本公共職業安定所勤務を命ずる 同

昭和二十三年十月三十日

熊本公共職業安定所勤務を命ずる 同

右のとおり在職したことを証明する

（別紙）

昭和二十七年十月二十八日

熊本公共職業安定所長 労働事務官 城門 広海

証 明 書

古 閑 安 喜

右の者は昭和二十三年十月三十一日より昭和二十四年十月二十五日迄
当局総務部総務課に雇八級一号俸として勤務していたものであることを証明する

昭和二十七年十月二十九日

熊本国税局長 橋 本 実 春

No. 1484

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honor to transmit herewith certificates regarding the positions held by Yasuki KOGA at the Kumamoto Labor Office and the National Tax Bureau.

It would be appreciated if the certificates could be transmitted to the Hesel Kyoku Dai-1-bu for an opinion as to whether Japanese nationality was required for the positions held by Mr. Koga. The information is needed in connection with Mr. Koga's application for passport at this office.

It would be further appreciated if the certificates which accompany this request were returned to this office together with the reply from the Legislation Bureau.

Enclosures:
Certificates from Kumamoto
Labor Office and the Kumamoto
National Tax Bureau.

American Embassy,
Tokyo, February 2, 1953.

甲 第二四三號

案 起

昭和二十七年十二月二十二日

定 決

昭和三十三年十二月二十六日

行 施

昭和三十一年
十一月二十二日

案

昭和二十一年一月一日

内閣総理大臣官房総務課長

法制局長官秘書室主幹 乙

ハ秘魯に於ける朝鮮人、台湾人の帰化の手続に於て

標記の件に関し、岐阜市長から別紙のとおり照会があったので、右照

会事項第一項及び第三項についで、速発局の立見を承知したく、合印に

よって御依頼します。

法務省民事部第八五二号

昭和二十七年十二月十九日

法務大臣官房秘書課長 青木 義人

内閣参事大臣官房総務課長 豊

公務員たる朝鮮人及び台湾人の帰化の手続について十一月二十八日附内閣閣令第二四三号をもつて送付された岐阜市長より照会にかかる標記については別途当省にも照会があったので、当省の所管事項として「一般の帰化申請の時期」については、岐阜市長に対し別紙のとおり回答したから、他の照会事項については、貴府にあって然るべく回答方取り計らわれたく、一件書類は返戻する。

なお、本件回答の上は、当方にその写の送付方を願ふ所。

27.12.20
付

法務省民事第八五一号

昭和二十七年十二月十九日

法務省民事局長 村上朝一

岐阜市長 殿

公務員たる朝鮮人及び台湾人の帰化の手続について十一月二十七日附秘第二〇七号をもつて照会にかかる所問中「一般の帰化申請の時期」については、別に定められていない。従つて、平和條約の発効に伴い日本の国籍を喪失した朝鮮人及び台湾人については、法定の條件を備える場合には、何時でも帰化の許可申請の手続をすることができるとする。その他の照会事項については、総理府から回答される見込である。

秘第ニ〇六号

昭和二十七年十一月二十七日

岐阜市長東 前

由

内閣官房副長官殿

公務員たる朝鮮人・台湾人の歸化の手續について

公務員たる朝鮮人について昭和二十七年三月六日附内閣閣用
第四四号内閣官房副長官の通達に基き、法務省所
民事用第三七〇号を以て歸化の申請手續をする旨
通達に接しておりますが、其の内容について疑義があり
ますから左記事項について至急御教示下さるよう
お願いいたします

記

一公務員としての歸化の申請が一般の歸化申請とし



秘第ニ〇六四号

昭和二十七年十一月二十七日

岐阜市長東 前

内閣官房副長官殿

公務員たる朝鮮人・台湾人の歸化の手續について

公務員たる朝鮮人について昭和二十七年三月六日附内閣閣用
第四四号内閣官房副長官の通達に基き、法務省所
以事用第三七〇号を以て歸化の申請手續をすすめる旨
通達に接してありますが、其の内容等について疑義があり
ますから左記事項について至急御教示下さるよう
お願いいたします

記

一公務員としての歸化の申請が一般の歸化申請とし



岐阜市長の照会
の書類

て返戻される場合現職を留保することか出来るか
一般の歸化申請の時期如何
一公務員としての歸化申請兩者共却下される場合
合公務員として現職を留保することか出来るか
一内閣府甲第四四号通達書面中「日本国籍喪失後もしも引き続きその地位を保有することかできるかどうかについては疑義がある云々」とある点について現在追う知せられる範圍において御教示願ひます

鳥

法務府民事甲六七八號

昭和二十七年九月十二日

法務府民事局長村上朝一

岐阜地方法務局長殿

歸化許可申請書の返戻について

四月二十七日附日記二六八号を以て歸化の許可の申達があつたが本件は一般の歸化の手續によるのか相当である依つて申請書類は返戻する

寫

法務府民事部第 二七〇 号

移牒
岷縣地方裁務局
昭和三十二年三月十七日
日記戶第一四〇號

法務府民事局長 村上朝一

地方誌纂局長 殿

公使員たる朝鮮人及び日本人の歸化の手続について（通達）

標記について別紙のとおり内閣官房副長官より依頼があった。これら朝鮮、又は台湾より平和条約の発効前にその発効の時にあつて歸化の許可の申請がなされたときはこれを受理し昭和十五年六月一日民事甲第
一五六六号本官通達（新国籍法等の施行に關する件）の第三十一によ
ることなし便宜申請者の属する部局の長の証明をもつて歸化の

条件を証する書面を繕ふこととし、申請者の履歴書を併せて提出
せしめ速かに本所に送付するよう取りあつたわけだ。
右御了知の上貴管下支局に對し周知を然るべく取り計らわ
れたい。

閣甲第二四三號

案 起

昭和二十七年十一月二十八日

定 決

昭和二十七年十一月二十八日

行 施

昭和二十七年十一月二十八日

案

昭和二十七年十一月二十八日

内閣総理大臣官房総務課長

法務大臣官房秘書課長 案

公務員たる朝鮮人・台湾人の帰化の手続につて

標記の件に關し、別紙のとおり岐阜市長から照会があったので、

平復者にあつて然るべく御回報願はしたく、命によつて御依頼します。

発効後も引き続きその地位に止まらせることを相当とするものについては、疑を避けるため、平和條約の発効と同時に帰化によつて日本国籍を取得させるのが適當であると思料される。

ついでには、貴管下各機關の職員中右に該当する朝鮮人又は台湾人があるときは、便宜平和條約の発効前において帰化の許可申請をさせ、帰化を許可するのを相当とする者については、平和條約発効の日の日附をもつて許可の告示をする方針であるから、本人をしてなるべく速かにその住所地を管轄する法務局又は地方法務局を経由して法務總裁に帰化の許可申請をさせるよう取り計らわれたい。この場合帰化の許可申請書に添附すべき帰化の條件を証する書面としては、便宜申請者の所屬する部局の長の証明をもつて足りることとしたたく、法務府よりこの旨各法務局及び地方法務局に対し指示される予定である。